

# 伊勢市公報

第 365 号  
令和3年1月20日  
水曜日

## 目次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則	6
<b>告 示</b>	
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	9
○ 令和2年度補正予算の公表について	10
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	44
○ 市道の路線の認定について	45
○ 道路の区域の決定について	47
○ 道路の供用開始について	49
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	51
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	53
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	54
<b>公 告</b>	
○ 所有者の判明しない猫の引取りについて	55
○ 公示送達	56
○ 市街地再開発事業の施行地区となるべき区域の公告について	57
○ 市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について	59

伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 1 号

### 伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

伊勢市消防吏員服制規則（平成 17 年伊勢市規則第 154 号）の一部を次のように改正する。

別表防火帽の部の次に次のように加える。

救急帽	略帽をこれに代える。
-----	------------

別表冬救急帽の部及び盛夏救急帽の部を削り、同表防火衣の部中衣の款を削り、同表冬救急服の部ズボンの款色又は地質の項中「冬救急帽と同様とする。」を「暗い灰色で、ポリエステルと羊毛との混紡糸を使用したサクソニー」に改め、同表盛夏救急服の部上衣の款製式の項を次のように改める。

製式	冬救急服上衣と同様とする。 形状は、図のとおりとし、図中 2 重斜線部分は、スリット空き及び背裏メッシュ仕立てとする。
----	--

別表盛夏救急服の部ズボンの款色又は地質の項中「盛夏救急帽と同様とする。」を「暗い灰色で、ポリエステルと羊毛との混紡糸を使用した霜降りトロピカル」に改める。

別表救急帽の図を削り、同表防火帽、保安帽及び救急帽に付ける階級周章の図を次のように改める。

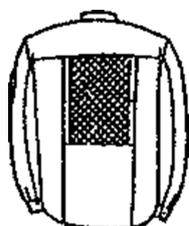
防火帽及び保安帽に付ける階級周章

階級	防火帽	保安帽	周章
消防士	4	4	
消防副士長	2 4 4	2 4 4	
消防士長	4 4 4	4 4 4	
消防司令補	4 4 8	4 4 8	
消防司令	8 4 8	8 4 8	
消防司令長	8 4 4 4 8	8 4 4 4 8	
消防監	8 4 8 4 8	8 4 8 4 8	
消防正監	8 3 8 3 15	8 3 8 3 15	

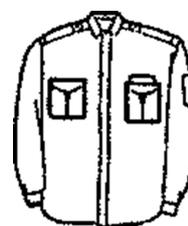
別表盛夏救急服の図を次のように改める。

盛夏救急服

後面



前面



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月15日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 2 号

伊勢市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

伊勢市消防吏員服制規則（平成 17 年伊勢市規則第 154 号）の一部を次のように改正する。

別表略帽の部色又は地質の項を次のように改める。

色又は地質	紺の合成繊維とする。
-------	------------

別表防火衣の部上衣の款製式の項中「ISE・F.S.」を「ISE F.D.」に改め、同表雨衣の部色又は地質の項中「濃紺」を「橙黄色」に改め、同部製式の項中「黄色」を「黒色」に改め、同表Tシャツの部製式の項中「、左胸部にネーム、左袖に「伊勢消防」を「、左袖にネーム、左胸部に「ISE F.D.」、背部に「FIRE ISE MIE JAPAN」」に改め、同表バンドの部救急服用の項及び作業服用の項を次のように改める。

作業服用		紺色の合成繊維とし、反射線を付ける。 形状は、図のとおりとする。
救急服用		色を白色とするほかは、作業服用と同様とする。

別表略帽の図を次のように改める。

略帽



別表防火衣上衣背面の図を次のように改める。

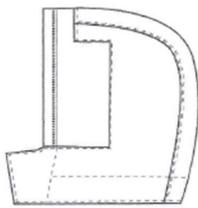
## 背面



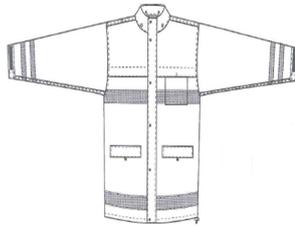
別表雨衣の図を次のように改める。

## 雨衣

フード



前面



後面



ズボン



## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の伊勢市消防吏員服制規則の規定による略帽、防火衣、Tシャツ及びバンドについては、当分の間、これを使用することができる。

## 伊勢市告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条の14の規定により、次のとおり告示します。

令和3年1月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称  
株式会社そえる
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地  
名 称 デイサロン そえる  
所在地 伊勢市藤里町1番地50
- 3 指定の年月日  
令和3年1月1日
- 4 サービスの種類  
地域密着型通所介護

伊勢市告示第2号

令和2年12月23日開議の市議会定例会で議決を経た令和2年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和3年1月6日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 令和 2 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 2 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6 1 9, 5 6 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7 1, 9 7 1, 8 6 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 地方交付税		10,532,895	113,925	10,646,820
	1 地方交付税	10,532,895	113,925	10,646,820
17 国庫支出金		22,318,422	76,187	22,394,609
	1 国庫負担金	5,813,056	29,711	5,842,767
	2 国庫補助金	16,465,489	46,476	16,511,965
	3 委託金	39,877	0	39,877
18 県支出金		3,493,798	14,856	3,508,654
	1 県負担金	2,338,729	14,856	2,353,585
20 寄附金		160,012	170,000	330,012
	1 寄附金	160,012	170,000	330,012
22 繰越金		50,000	127,692	177,692
	1 繰越金	50,000	127,692	177,692
24 市債		7,219,000	116,900	7,335,900
	1 市債	7,219,000	116,900	7,335,900
歳入合計		71,352,309	619,560	71,971,869

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		329,386	72	329,458
	1 議会費	329,386	72	329,458
2 総務費		4,295,590	△26,486	4,269,104
	1 総務管理費	3,325,283	△42,148	3,283,135
	2 徴税費	520,525	988	521,513
	3 戸籍住民基本台帳費	291,842	16,748	308,590
	4 選挙費	35,734	△1,738	33,996
	5 統計調査費	86,668	△367	86,301
	6 監査委員費	35,538	31	35,569
3 民生費		33,464,407	246,413	33,710,820
	1 社会福祉費	18,394,947	156,965	18,551,912
	2 老人福祉費	4,451,594	△8,237	4,443,357
	3 児童福祉費	8,328,538	53,835	8,382,373
	4 生活保護費	2,187,815	37,066	2,224,881
	5 人権政策費	87,379	6,648	94,027
	6 国民年金事務費	14,134	136	14,270
4 衛生費		5,363,713	117,655	5,481,368
	1 保健衛生費	3,233,473	125,543	3,359,016
	2 清掃費	2,130,240	△7,888	2,122,352
5 労働費		111,724	4,401	116,125
	1 労働諸費	111,724	4,401	116,125
6 農林水産業費		920,628	90,276	1,010,904
	1 農業費	736,352	88,054	824,406
	2 林業費	67,019	222	67,241
	3 水産業費	117,257	2,000	119,257
7 商工費		2,084,222	71,865	2,156,087
	1 商工費	2,084,222	71,865	2,156,087
8 観光費		1,004,595	△9,007	995,588
	1 観光費	1,004,595	△9,007	995,588
9 土木費		7,337,276	29,365	7,366,641

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 土木管理費	324,870	△8,342	316,528
	2 道路橋梁費	2,050,412	28,941	2,079,353
	3 河川費	841,535	△1,285	840,250
	5 都市計画費	3,751,589	△1,015	3,750,574
	6 住宅費	343,770	11,066	354,836
10 消防費		2,496,746	3,986	2,500,732
	1 消防費	2,496,746	3,986	2,500,732
11 教育費		7,920,762	91,020	8,011,782
	1 教育総務費	2,548,296	7,998	2,556,294
	2 小学校費	2,917,366	12,155	2,929,521
	3 中学校費	289,892	9,876	299,768
	4 幼稚園費	204,470	△1,193	203,277
	5 社会教育費	683,147	22,553	705,700
	6 保健体育費	1,277,591	39,631	1,317,222
歳出	合計	71,352,309	619,560	71,971,869

## 第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
3 民生費	1 社会福祉費	福祉健康センター管理事業	69,311
6 農林水産業費	1 農業費	農業用排水路整備事業	13,700
		排水機維持管理経費	22,594
	3 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業	87,000
7 商工費	1 商工費	創業支援事業	7,000
9 土木費	2 道路橋梁費	道路維持事業	36,262
		道路新設改良事業	25,000
		橋梁維持事業	7,100
		道路整備事業	212,520
	3 河川費	排水施設整備事業	15,300

### 第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額(千円)
いせ市議会だより印刷製本業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	4, 0 3 6
広報いせ印刷製本業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	3 1, 6 1 0
矢持会館管理運営委託	自 令和 2 年度 至 令和 7 年度	1, 2 5 0
コミュニティバスデマンド運行業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	1 1, 0 5 4
コミュニティバス運行業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	1 2 6, 6 7 5
福祉健康センター管理運営委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	6 3, 5 1 4
ハートプラザみその管理運営委託	自 令和 2 年度 至 令和 7 年度	1 7 2, 5 8 5
成年後見サポートセンター運営業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	1 1, 6 2 3
生活困窮者自立相談支援等業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	2 1, 7 4 9
就労準備支援事業業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	1 4, 6 3 4
地域包括支援センター運営事業 (体制強化加算分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	3 0, 0 0 0
家庭学習・生活支援事業業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	7, 6 3 8
みなとふれあいセンター管理運営委託	自 令和 2 年度 至 令和 7 年度	6 7, 2 4 5

事 項	期 間	限 度 額(千円)
二見こども未来クラブ管理運営委託	自 令和 2 年度 至 令和 4 年度	16,406
小俣児童館管理運営委託	自 令和 2 年度 至 令和 7 年度	81,420
明野児童館管理運営委託	自 令和 2 年度 至 令和 7 年度	80,615
御菌こどもプラザ管理運営委託	自 令和 2 年度 至 令和 7 年度	61,975
健康・医療電話相談業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	9,873
一般廃棄物収集運搬業務委託(その2) (令和2年度債務負担行為)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	324,485
町内一斉粗大ごみ収集運搬業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	30,919
二見健康管理増進センター管理運営委託	自 令和 2 年度 至 令和 6 年度	740
宮川堤公園観光客受入業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	4,087
伊勢への誘客促進事業	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	13,311
集大会・スポーツ合宿誘致補助金	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	2,000
景観形成推進事業補助金	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	4,000
神社「海の駅」駅舎管理運営委託	自 令和 2 年度 至 令和 5 年度	9,075
防災気象情報提供業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 5 年度	6,138
伊勢宮川中学校スクールタクシー運行業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	876

事 項	期 間	限 度 額(千円)
高麗広公民館管理運営委託	自 令和 2 年度 至 令和 7 年度	4, 4 0 0
伊勢フットボールヴィレッジ防球ネット増設 工事	自 令和 3 年度 至 令和 3 年度	4 3, 0 4 1

## 第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	1, 1 7 8, 3 0 0	1, 2 1 4, 6 0 0
公 共 事 業 等 債	4 4 3, 0 0 0	4 4 7, 4 0 0
防 災 ・ 減 災 ・ 国 土 強 靱 化 緊 急 対 策 事 業 債	4 7, 1 0 0	8 4, 9 0 0
一 般 単 独 事 業 債	6 7, 6 0 0	1 0 6, 0 0 0

## 令和2年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、26,876千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,846,682千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		9,344,823	2,266	9,347,089
	1 県補助金	9,344,823	2,266	9,347,089
7 繰越金		9,501	24,610	34,111
	1 繰越金	9,501	24,610	34,111
歳入合計		12,819,806	26,876	12,846,682

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		190,172	△3,174	186,998
	1 総務管理費	178,566	△3,174	175,392
3 国民健康保険事業 費納付金		3,257,469	10,752	3,268,221
	2 後期高齢者支援金 等分	787,651	6,001	793,652
	3 介護納付金分	267,730	4,751	272,481
4 保健事業費		209,974	1,067	211,041
	1 特定健康診査等事 業費	172,907	1,067	173,974
6 諸支出金		16,711	18,231	34,942
	1 償還金及び還付加 算金	15,951	18,231	34,182
歳 出 合 計		12,819,806	26,876	12,846,682

## 令和2年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、172千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,182,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1,825,228	△2,830	1,822,398
	1 一般会計繰入金	1,825,228	△2,830	1,822,398
3 繰越金		10	2,127	2,137
	1 繰越金	10	2,127	2,137
5 国庫支出金		0	531	531
	1 国庫補助金	0	531	531
歳入合計		3,182,276	△172	3,182,104

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		56,917	△172	56,745
	1 総務管理費	52,072	△172	51,900
歳 出	合 計	3,182,276	△172	3,182,104

## 令和2年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、4,437千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14,657,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		3,579,712	2,629	3,582,341
	2 国庫補助金	890,927	2,629	893,556
4 県支出金		1,779,843	△755	1,779,088
	2 県補助金	99,353	△755	98,598
6 繰入金		2,662,420	△5,407	2,657,013
	1 一般会計繰入金	2,287,717	△5,407	2,282,310
7 繰越金		229,938	△904	229,034
	1 繰越金	229,938	△904	229,034
歳入合計		14,662,273	△4,437	14,657,836

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		308,038	△512	307,526
	1 総務管理費	233,581	△512	233,069
3 地域支援事業費		660,606	△3,925	656,681
	1 地域支援事業費	660,606	△3,925	656,681
歳 出	合 計	14,662,273	△4,437	14,657,836

## 令和2年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第2号）

令和2年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,147千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、597,180千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		5,000	1,147	6,147
	1 繰越金	5,000	1,147	6,147
歳入合計		596,033	1,147	597,180

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 観光交通対策事業費		596,018	1,147	597,165
	1 管理費	596,018	1,147	597,165
歳 出	合 計	596,033	1,147	597,180

令和2年度伊勢市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和2年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	8,040,492	65,324	8,105,816
第3項	医業外収益	1,398,148	65,324	1,463,472

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	8,263,465	65,324	8,328,789
第1項	医業費用	7,854,405	65,324	7,919,729

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額437,803千円は、当年度分損益勘定留保資金等437,803千円で補填するものとする。）

（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	627,140	88,853	715,993
第6項	他会計補助金	0	71,374	71,374
第7項	県補助金	0	17,479	17,479

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	1,064,943	88,853	1,153,796
第1項	建設改良費	250,000	88,853	338,853

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。（単位：千円）

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	4,253,401	11,809	4,265,210

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(3)	新型コロナウイルス感染症対策に対する補助金	0	120,000	120,000

(たな卸資産購入限度額)

第6条 予算第10条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
	た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	1,384,465	43,181	1,427,646

令和 2 年度 伊 勢 市 水 道 事 業 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 号 )

(総 則)

第 1 条 令和 2 年度伊勢市水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 令和 2 年度伊勢市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良事業の概要			
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	1,041,145 千円	1,473 千円	1,042,618 千円
ウ 老朽管更新事業	248,077 千円	323 千円	248,400 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第 1 款 水道事業費用	2,509,166	△8,366		2,500,800
第 1 項 営業費用	2,385,707	△8,366		2,377,341

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,247,147 千円」を「1,248,943 千円」に改める。

(単位 千円)

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第 1 款 資本的支出	2,017,914	1,796		2,019,710
第 1 項 建設改良費	1,651,987	1,796		1,653,783

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	313,862	△6,645	307,217

令和2年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
（4）主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,562,998千円	6,520千円	2,569,518千円
オ 雨水管渠更新事業	103,910千円	517千円	104,427千円
キ ポンプ場更新事業	185,337千円	40千円	185,377千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 下水道事業費用	3,588,974	△1,924		3,587,050
第1項 営業費用	3,069,455	△1,924		3,067,531

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,617,731千円」を「1,624,808千円」に改める。

（単位 千円）

支		出		計
款 項	既決予定額	補正予定額		
第1款 資本的支出	4,817,222	7,077		4,824,299
第1項 建設改良費	3,221,870	7,077		3,228,947

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
(1) 職 員 給 与 費	332,130	5,673	337,803

## 令和 2 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 2 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1 5, 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7 1, 9 8 7, 1 6 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 地方交付税		10,646,820	3,900	10,650,720
	1 地方交付税	10,646,820	3,900	10,650,720
24 市債		7,335,900	11,400	7,347,300
	1 市債	7,335,900	11,400	7,347,300
歳入合計		71,971,869	15,300	71,987,169

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		33,710,820	15,300	33,726,120
	1 社会福祉費	18,551,912	15,300	18,567,212
歳 出	合 計	71,971,869	15,300	71,987,169

## 第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額 (千円)
3 民生費	1 社会福祉費	保健福祉拠点施設整備事業	15,300

## 第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額(千円)
保健福祉拠点施設賃借料	自 令和 2 年度 至 令和 23 年度	2,263,300

## 第 4 表 地方債補正

変 更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
一般単独事業債	106,000	117,400

## 令和 2 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 2 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、68,583 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、72,055,752 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		22,394,609	68,583	22,463,192
	2 国庫補助金	16,511,965	68,583	16,580,548
歳入合計		71,987,169	68,583	72,055,752

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		33,726,120	68,583	33,794,703
	3 児童福祉費	8,382,373	68,583	8,450,956
歳 出	合 計	71,987,169	68,583	72,055,752

伊勢市告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、上地町東組から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示します。

令和3年1月12日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 川 章
	伊勢市上地町 1421 番地
変更後	村 田 正 美
	伊勢市上地町 1423 番地

伊勢市告示第 4 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 3 年 1 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
鹿海令 2 - 23 号線	鹿海町字円坊 1443 番 1 地先		
	鹿海町字円坊 1443 番 6 地先		
鹿海令 2 - 24 号線	鹿海町字円坊 1443 番 27 地先		
	鹿海町字円坊 1443 番 28 地先		
神久 4 丁目令 2 - 25 号線	神久 4 丁目 463 番 11 地先		
	神久 4 丁目 463 番 10 地先		
中村令 2 - 26 号線	中村町字桶子 325 番 24 地先		
	中村町字桶子 325 番 243 地先		
中村令 2 - 27 号線	中村町字桶子 325 番 482 地先		
	中村町字桶子 325 番 488 地先		
中村令 2 - 28 号線	中村町字桶子 325 番 483 地先		
	中村町字桶子 325 番 471 地先		

中村令 2 - 29 号線	中村町字桶子 325 番 478 地先		
	中村町字桶子 325 番 198 地先		
勢田令 2 - 30 号線	勢田町字津摩利石 469 番 71 地先		
	勢田町字津摩利石 469 番 109 地先		
勢田令 2 - 31 号線	勢田町字津摩利石 469 番 71 地先		
	勢田町字津摩利石 496 番 13 地先		
小俣明野令 2 - 32 号線	小俣町明野 443 番 5 地先		
	小俣町明野 443 番 2 地先		
辻久留 2 丁目令 2 - 33 号線	辻久留 2 丁目 366 番 24 地先		
	辻久留 2 丁目 366 番 3 地先		
辻久留 2 丁目令 2 - 34 号線	辻久留 2 丁目 366 番 13 地先		
	辻久留 2 丁目 369 番 1 地先		
黒瀬令 2 - 35 号線	黒瀬町字五之坪 756 番 4 地先		
	黒瀬町字五之坪 754 番 6 地先		
小俣明野令 2 - 36 号線	小俣町明野 304 番 22 地先		
	小俣町明野 303 番 13 地先		
岩淵 3 丁目令 2 - 37 号線	岩淵 3 丁目 655 番 10 地先		
	岩淵 3 丁目 656 番 10 地先		
岩淵 3 丁目令 2 - 38 号線	岩淵 3 丁目 656 番 15 地先		
	岩淵 3 丁目 661 番 2 地先		

伊勢市告示第5号

道路の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年1月14日

伊勢市長 鈴木健一

道路の種類	路線名	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	鹿海令2-23号線	6.5~13.1	50.0
市道	鹿海令2-24号線	6.0~14.8	35.0
市道	神久4丁目令2-25号線	6.4~12.8	60.0
市道	中村令2-26号線	6.0~12.7	43.5
市道	中村令2-27号線	6.0~6.0	62.2
市道	中村令2-28号線	6.0~13.3	98.2
市道	中村令2-29号線	6.0~13.0	48.1
市道	勢田令2-30号線	6.3~12.2	72.2
市道	勢田令2-31号線	6.0~13.3	99.8

市道	小俣明野令 2 - 32 号線	6.0~10.6	65.0
市道	辻久留 2 丁目令 2 - 33 号線	6.0~12.2	55.9
市道	辻久留 2 丁目令 2 - 34 号線	6.0~6.0	21.9
市道	黒瀬令 2 - 35 号線	6.0~10.3	72.2
市道	小俣明野令 2 - 36 号線	6.0~13.1	52.9
市道	岩淵 3 丁目令 2 - 37 号線	6.0~13.3	70.4
市道	岩淵 3 丁目令 2 - 38 号線	6.0~12.8	30.6

伊勢市告示第6号

道路の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年1月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
鹿海令2-23号線	鹿海町字円坊1443番1地先 鹿海町字円坊1443番6地先	令和3年1月14日
鹿海令2-24号線	鹿海町字円坊1443番27地先 鹿海町字円坊1443番28地先	令和3年1月14日
神久4丁目令2-25号線	神久4丁目463番11地先 神久4丁目463番10地先	令和3年1月14日
中村令2-26号線	中村町字桶子325番24地先 中村町字桶子325番243地先	令和3年1月14日
中村令2-27号線	中村町字桶子325番482地先 中村町字桶子325番488地先	令和3年1月14日
中村令2-28号線	中村町字桶子325番483地先 中村町字桶子325番471地先	令和3年1月14日
中村令2-29号線	中村町字桶子325番478地先 中村町字桶子325番198地先	令和3年1月14日

勢田令2-30号線	勢田町字津摩利石 469 番 71 地先 勢田町字津摩利石 469 番 109 地先	令和3年1月14日
勢田令2-31号線	勢田町字津摩利石 469 番 71 地先 勢田町字津摩利石 496 番 13 地先	令和3年1月14日
小俣明野令2-32号線	小俣町明野 443 番 5 地先 小俣町明野 443 番 2 地先	令和3年1月14日
辻久留2丁目令2-33号線	辻久留2丁目 366 番 24 地先 辻久留2丁目 366 番 3 地先	令和3年1月14日
辻久留2丁目令2-34号線	辻久留2丁目 366 番 13 地先 辻久留2丁目 369 番 1 地先	令和3年1月14日
黒瀬令2-35号線	黒瀬町字五之坪 756 番 4 地先 黒瀬町字五之坪 754 番 6 地先	令和3年1月14日
小俣明野令2-36号線	小俣町明野 304 番 22 地先 小俣町明野 303 番 13 地先	令和3年1月14日
岩淵3丁目令2-37号線	岩淵3丁目 655 番 10 地先 岩淵3丁目 656 番 10 地先	令和3年1月14日
岩淵3丁目令2-38号線	岩淵3丁目 656 番 15 地先 岩淵3丁目 661 番 2 地先	令和3年1月14日

伊勢市告示第7号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成25年伊勢市条例第19号)第12条第2項及び第13条第2項並びに第14条第1項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年1月15日

伊勢市長 鈴木 健一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和2年12月17日 午前9時	二見浦駅駐輪場 (伊勢市二見町三津地内)	1台
〃	〃	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	10台
〃	令和2年12月17日 午前10時30分	宇治山田駅前第5駐輪場 (伊勢市岩淵2丁目地内)	13台
〃	令和2年12月17日 午後1時30分	宇治山田駅前第2駐輪場 (伊勢市吹上2丁目地内)	3台
〃	〃	宇治山田駅前第3駐輪場 (伊勢市岩淵2丁目地内)	11台
〃	令和2年12月17日 午後3時	宇治山田駅前第6駐輪場 (伊勢市岩淵2丁目地内)	3台
〃	〃	宇治山田駅前第1駐輪場 (伊勢市吹上2丁目地内)	6台
〃	〃	宇治山田駅前第4駐輪場 (伊勢市岩淵1丁目地内)	5台

計	52台
---	-----

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

## 伊勢市農業委員会告示第1号

伊勢市農業委員会第181回総会を次のとおり招集します。

令和3年1月8日

伊勢市農業委員会  
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和3年1月15日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

## 伊勢市上下水道事業告示第1号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和3年1月15日から2週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和3年1月14日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和3年2月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
勢田町及び中之町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町1126番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

## 伊勢市公告第1号

### 所有者の判明しない猫の引取りについて

次の猫を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引取りをした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和3年1月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 引取りをした猫

番号	保護した場所	保護した日時	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	磯町	令和3年 1月2日 23時45分	猫	雑種	茶 トラ	雄	中	91 日 以 上	短毛・首 輪（ピン ク・鈴付 き）

2 保健所が引取りをした日 令和3年1月4日

3 収容期限 令和3年1月8日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 2 号

公 示 送 達

下記の者の平成 30 年度市民税・県民税（普通徴収）督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 3 年 1 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

## 伊勢市公告第3号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第15条第2項において準用する同法第7条の3第2項の規定により、伊勢市駅前C地区市街地再開発組合の設立認可を申請しようとする者から申請のあった伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業の施行地区となるべき区域を次のとおり公告し、当該区域を表示する図面を公衆の縦覧に供します。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について、未登記の借地権を有する者は、同法第15条第2項において準用する同法第7条の3第3項の規定に基づき、この公告の日から起算して30日以内に、伊勢市長に対し、その借地の所有者（借地権を有する者から更に借地権の設定を受けた場合にあっては、その設定者及びその借地の所有者）と連署し、又は借地権を証する書面を添えて、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告してください。

令和3年1月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 事業名

伊勢市駅前C地区第一種市街地再開発事業

### 2 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

伊勢市宮後1丁目1027番、1028番、1029番、1030番1、1030番2、1030番3、1030番4、1030番5、1031番、1032番、1032番1、1032番2、1032番3、1033番、1034番1、1034番2、1034番3、1035番、1036番、1003番1の一部及び1003番7の一部並びに伊勢市吹上1丁目601番の一

部

3 施行区域を表示する図面の縦覧場所

伊勢市岩淵1丁目7番29号

伊勢市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

令和3年1月13日（水曜日）から令和3年1月27日（水曜日）まで

（日曜日及び土曜日は除く。）

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## 伊勢市公告第 4 号

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 50 条の 9 第 2 項において準用する同法第 50 条の 8 第 1 項の規定により、三重県知事から送付を受けた伊勢市駅前 B 地区第一種市街地再開発事業に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を、同条第 3 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和 3 年 1 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

### 2 縦覧期間

令和 3 年 1 月 15 日から都市再開発法第 100 条第 2 項又は第 125 条の 2 第 5 項の公告の日まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日を除く。）

### 3 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで